

刑 法

注 意 事 項

- I 試験開始の指示があるまで問題用紙を開いてはいけません。
- II 解答用紙は 1 枚配付します。
- III 解答にあたっては、黒インクのボールペンまたは万年筆のいずれかを使用してください（ただし、インクがプラスチック製消しゴムで消せないものに限りません）。それ以外で解答用紙に記入した場合は、無効とします。
- IV 解答を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1 行の場合には横線で消して、その次に書き直してください。修正液・修正テープを使用してはいけません。
- V 設問が複数の場合は、解答用紙に設問番号を明記したうえで、解答してください。設問番号の記入がない場合は、無効とします。
- VI 試験時間は 60 分です。
- VII 問題は 1～2 ページにあります。

刑 法

兄妹である甲（24歳男性）と乙（22歳女性）は早くに両親を亡くし、2人で暮らしていたが、甲の勤める会社が突然倒産してしまい、経済的に困窮するようになった。そこで甲は、以前バイトをした経験のある、Aが営む宝石店に侵入する話を乙に持ちかけた。甲は、「店の奥の方にかなり高額な商品のショーケースがあるから、そこに入っているものを盗もう。A一家は毎年お盆の時期には別荘に行って誰も居ないから簡単だよ」と言い出した。乙が「そんなことできない」と断ったところ、甲は、「お前は入口のところで見張りをしておいてくれれば良いから」と言うので、乙はやむなく実行を承諾した。

A方は1階が宝石店、2、3階はA一家の住居という造りとなっている建物であった。令和6年8月12日の午前1時頃、甲と乙は計画通り、A方に赴き、1階裏口のドアをこじ開けようとしたが、なかなか上手くいかなかった。焦って不安になってきた乙は、「私、やっぱりやめる、一緒に帰ろうよ」と甲に言ったが、甲は「ここまで来て今さら何だ」と言い返し、喧嘩になってしまった。最終的に乙は、「もう私は知らない、帰るから」と言い残してその場を立ち去った。

残された甲は心細いと感じながらも、1人だけでも窃盗を成功させようと思い、他に侵入経路はないか探してみたところ、裏口付近の窓が施錠されていないことに気付いた。そこで甲はその窓から店内に侵入して、奥のショーケースに近付いた。しかし以前とは異なり、そこには陳列されている商品がなかったため、必死で金目の物を探したところ、ショーケースの下の棚の中に金属製の箱を発見した。これを開けてみると現金の束200万円分が入っていたので、甲は持参したカバンに200万円を入れ、その場を立ち去ろうとした。

ちょうどその頃、2階にいたA家の長男Bが1階に降りてきた。Bは体調を崩して家族旅行にはついて行かず、自室で寝ていたが、裏口の方で物音がしたことから目が覚めてしまい、店の方に降りてきたのだった。Bは暗闇の中、店に人影が見えたことに驚愕しつつも、店を守らなければと思い、「この泥棒！」と甲に掴みかかろうとした。甲も、無人だと思っていたAの店内に突然現れたBに驚くとともに、このままでは捕まってしまうと思って、金属製の箱をBに投げ付け、隙を見て逃げ出した。甲は店を出てからも必死で逃走したが、Bも「待て、泥棒」と追いかけてきた。

同じ頃、甲と乙の幼馴染で乙の交際相手である丙（23歳男性）が、乙から「甲がAの店に盗みに入った。止めてほしい」との連絡を受けて急遽、Aの店に向かっているところであった。丙は、Aの店から50mほど先の道路上で甲と鉢合わせし、甲から慌

てた様子で「追われている、助けてくれ」と言われたので、「窃盗して見つかったのだな」と事情を察して、ともかく甲を逃がさなければ、と考え、追ってきた B に掴みかかり、必死で殴った。この暴行により、B は加療約 2 週間の傷害を負ったが、甲と丙は B を放置してそのまま逃走した。その後、甲は 200 万円のうち 10 万円を丙に渡し、残りを自分のものとした。

甲、乙、丙の罪責について、具体的な事実を摘示しつつ論じなさい（特別法違反の点は除く）。

以 上